

関係団体の長 あて

佐賀労働局長
(公印省略)

「職場における熱中症予防対策強化」及び令和 7 年「クールワーク
キャンペーン」の実施について

労働安全衛生行政の運営につきまして、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症対策については、事業者に対し、

- ① 熱中症の自覚症状等のおそれがある作業者を早期に発見するために事業場の責任者等への連絡先及び連絡方法の体制を定め、明示すること
- ② 熱中症の重篤化を防止するために事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先や措置内容及び手順を作成すること
- ③ これらの体制や手順の関係作業員への周知すること

を義務付ける改正労働安全衛生規則が令和 7 年 6 月 1 日から施行されました。

貴殿におかれては、その改正内容等について、傘下の会員事業者、組合・団体等に対して周知を図っていただきますようお願いいたします。

職場における熱中症予防対策については、平成 29 年から「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、労働災害防止団体等と連携して取り組んできたところです。さらに、令和 3 年度からは、「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」(令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号)に基づき、熱中症の発症リスクの低減化対策を重点として周知啓発に取り組んでまいりました。

佐賀労働局管内においては、令和 6 年度に熱中症による労災認定を行った件数は 167 件で、過去 10 年間で最も多い件数となっています。業種別では、製造業が最も多く、全体の約 35%を占めている状況です。さらに、全体の 40%は屋内での発症となっており、熱中症予防対策は、屋外だけでなく屋内での対策も重要です。

多くの事例で暑さ指数(WBGT)を把握せず、その値に応じた熱中症予防対策の実施を行っていなかった状況が見受けられます。また、糖尿病、高血圧症等熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされていませんでした。

このため、本年も、別添のとおり「令和 7 年 STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱(以下「要綱」という。)を定め、熱中症リスクがある全ての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ります。

佐賀労働局においては、事業場への熱中症予防に係る啓発指導等について実施することとしておりますが、貴団体におかれましても、熱中症予防対策の周知啓発について、実情に応じた効果的な手法により実施していただきますようお願いいたします(要綱の 7 (1) 及び (2) を御参照ください。)。また、傘下の会員事業者、組合・団体等に対し、熱中症に関する資料やオンライン講習動画等を掲載しているポ

ータルサイトの周知も併せてお願いします。

【参考資料・関連サイト】

1 「環境省熱中症予防情報サイト」



2 厚生労働省ポータルサイト

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」 「職場における熱中症予防情報」



「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」

「職場における熱中症対策の強化」



「職場における熱中症対策の強化に関する
労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行通達等」

